

製品安全データシート

1. 製品等及び会社情報

1.1 製品の特定

製品名：ズームパワー MPC (マルチパーパスコンセンレート)

製品分類：ギヤオイル添加剤

用途：自動車のギヤオイル用添加剤

使用上の注意：上記用途以外には使用しないこと。換気の良い所で作業すること。他の添加剤との併用は避けること。

1.2 会社情報

会社名：株式会社ユーエスシー

住所：〒183-0044 東京都府中市日鋼町1番1

担当部門：営業1部

電話番号：042-351-0011

FAX番号：042-351-0010

作成者：

e-mail：

改定日：2024年 1月16日

2. 危険有害性の要約

GHS分類

- | | |
|--------------------|-------------|
| ・ エアゾール | 区分3 |
| ・ 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 | 区分2B |
| ・ 生殖細胞変異原性 | 区分2 |
| ・ 生殖毒性 | 区分2 |
| ・ 特定標的臓器毒性 (単回ばく露) | 区分2 (肺) |
| | 区分3 (気道刺激性) |
| ・ 特定標的臓器毒性 (反復ばく露) | 区分1 (肺、皮膚) |
| ・ 誤えん有害性 | 区分1 |
- ※上に記述のないものは、「区分に該当しない」か「分類できない」

GHSのラベル要素

シンボル



注意喚起語

危険

危険有害性情報

- 高圧容器：熱すると破裂のおそれ
- 眼刺激
- 遺伝性疾患のおそれの疑い
- 生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い
- 肺の障害のおそれ。
- 呼吸器への刺激のおそれ
- 長期にわたる、又は反復ばく露による肺、皮膚の障害
- 飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ

注意書き

安全対策

- *使用前にラベルをよく読むこと。
- *全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
- *上記用途以外には使用しないこと。
- *熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。
- *使用後を含め、穴をあけたり燃やしたりしないこと。
- *取扱後は手をよく洗うこと。
- *保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。
- *粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。
- *この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
- *屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。

応急措置

- *皮膚 (または髪) に付着した場合：多量の水で洗うこと。皮膚刺激が生じた場合：医師の診察/手当てを受けること。汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
- *眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗

浄を続けること。眼の刺激が続く場合は、医師の診察／手当を受けること。

＊ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師に連絡してください。

＊吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。気分が悪い時は、医師に連絡すること。

保管及び廃棄方法

＊子供の手の届かない所に施錠して保管すること。

＊容器の保存は、日光を遮断し、必ず密栓し、温度40℃以上になる所、水周りや湿度の高い場所には置かないこと。

＊容器の廃棄の際は、中身を使い切ってから捨てること。

＊内容物や容器を廃棄する場合は都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

3. 組成・成分情報

単一製品・混合物の区別： 混合物

含有成分及び含有量

成分名・化学名	含有量 mass%	CAS No.	化審法No.	安衛法No.	PRTR 法No.	毒劇法No.
鉱油	80	非公開	非公開	168	非該当	非該当
潤滑油添加剤	20	非公開	非公開	非該当	非該当	非該当
噴射剤 窒素ガス	—	7727-37-9	非該当	非該当	非該当	非該当

注) 化審法No. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）官報公示整理番号

安衛法No. 労働安全衛生法（安衛法）第57条の2第1項政令指定物質の政令番号

PRTR 法No. 特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR 法）対象化学物質の政令番号

毒劇法No. 毒物及び劇物取締法の政令番号

4. 応急措置

眼に入った場合： 清浄な水で瞼の裏まで15分以上洗眼し、異常があれば医師の診断を受ける。

皮膚に付着した場合： 水と石鹸で付着した部分を洗う。

吸入した場合： 新鮮な空気のある場所に移す。身体を毛布などで被い、保温して安静に保ち、必要なら医師の診断を受ける。

飲み込んだ場合： 無理に吐かせないで、医師の診断を受ける。

5. 火災時の措置

消火剤： 水（噴霧）、炭酸ガス、泡、粉末、乾燥砂、その他〔耐アルコール性泡消火剤〕

消火方法： ・ 初期の火災には、粉末、炭酸ガス、乾燥砂等を用いる。

・ 大規模火災には、泡消火剤を用いて空気を遮断する。

消火を行なう者の保護： 適切な保護具を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項

- ・ 風下の人を退避させる。
- ・ 付近の着火源となるものを速やかに取り除く。

環境に対する注意事項

- ・ 廃棄物は関連法令に基づいて処理すること。
- ・ 河川や一般廃水溝等に排出しないように注意すること。

除去方法

- ・ 少量の場合は、砂、ウエス等で吸着させて空容器に回収し、その後完全にウエス等で拭き取る。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策

- ・ 眼及び皮膚に触れないようにし、必要に応じて保護具を着用する。
- ・ 取扱い後は手洗い、洗眼を十分に行う。作業着に付着した場合は着替える。

注意事項

- ・ 指定数量以上の量を取扱う場合には法で定められた基準に満足する貯蔵所、取扱所で行なう。
- ・ 炎、火花又は高温体との接触を避けるとともに、みだりに蒸気を発散させない。

安全取扱い注意事項

- ・ 常温で取扱うものとし、その際水分、きょう雑物の混入に注意する。

保管

適切な保管条件

- ・ 容器は密栓し、直射日光の当たらない冷暗所に貯蔵する。

8. ばく露防止及び保護措置

成分	管理濃度	日本産業衛生学会	ACGIH (TLV-C)	IARC
鉱油ミスト	規定なし	3mg/m ³	TWA 5mg/m ³	規定なし

設備対策： ・ ミストが発生する場合は発生源の密閉化、又は排気装置を設ける。

保護具：	・ 取扱い場所の近辺に洗眼及び身体洗浄の為の設備を設ける。		
	呼吸用保護具	必要に応じて防毒マスクを着用する。	
	眼の保護具	必要に応じて普通型眼鏡着用する。	
	保護手袋	長期間接触する場合には耐油性の物を着用する。	
	保護衣	長期間取扱う場合には耐油性の長袖作業服等を着用する。	

9. 物理的及び化学的性質

外 観	： 褐色液体	臭 い	： 鉱物油臭
揮発性	： なし	引火点	： 197℃ (COC)
爆発限界	： 上限%：有用な情報なし 下限%：有用な情報なし		
溶解度 水	： 難溶	密度 (15℃)	： 0.883
流動点	： -17.5℃		

10. 安定性及び反応性

可燃性： 有り
発火性(自然発火性、水との反応性)： なし
酸化性： なし
自己反応性・爆発性： なし
安定性： 安定
反応性： 強酸化剤との接触を避ける

11. 有害性情報 (人についての症例、疫学的情報を含む)

組成物質の有害性

鉱油

急性毒性： 経口ラット LD50>5000mg/kg (IUCID (2000))、経皮ラット LD50>5000mg/kg (IUCID (2000))、
吸入 (ミスト) ラット LD50=2.18 mg/L (IUCID (2000))

皮膚に対して軽度の刺激性

眼に対して軽度の刺激性

ラットを用いた細胞遺伝学的試験[染色体異常試験] (体細胞 in vivo 変異原性試験) における異常細胞の増加 (IUCID (2000)) に
加え、職業ばく露を受けたヒトの末梢血リンパ球で染色体異常の頻度増加が観察された (IARC suppl. 7 (1987))

肺の障害のおそれ (単回ばく露)

長期にわたる、または、反復ばく露により肺、皮膚の障害 (反復ばく露)

ヒトで鉱油の摂取により肺への吸引を起こし、その結果油性肺炎または化学性肺炎をもたらすとの報告 (EHC 20 (1982)、IARC
33 (1984)、ICSC (2001)、ACGIH (2001))

潤滑添加剤

急性毒性： 経口ラット LD50>5000mg/kg、経皮ラット LD50>2000mg/kg

呼吸器への刺激のおそれ (単回ばく露)

12. 環境影響情報

分解性： 有用な情報なし
蓄積性： 有用な情報なし
魚毒性： 有用な情報なし
その他： 有用な情報なし

13. 廃棄上の注意

製品、容器等の廃棄は許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理する。

14. 輸送上の注意

陸上輸送： 消防法等の危険物輸送について定めるところに従う。
海上輸送： 船舶安全法に定めるところに従う。
航空輸送： 航空法に定めるところに従う。
混載禁止： 第1類及び第6類の危険物及び高压ガス。

15. 適用法令

- | | |
|------------|--------------------------------------|
| ① 消防法： | 第4類第3石油類 (非水溶性) 危険等級Ⅲ |
| ② 労働安全衛生法： | 第57条 名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物 168 鉱油、 |
| ③ 化管法： | 非該当 (2023年4月改正前後とも) |
| ④ 水質汚濁防止法： | 油分排出規制 (5mg/L 許容濃度) |
| ⑤ 海洋汚染防止法： | 油分排出規制 (原則禁止) |

⑥ 下水道法： 鉱油類排出規制（5 mg/L）

※ 都道府県又は市町村条例により規制が異なる場合がありますので、詳細は当該自治体にご確認ください。

16. その他の情報

16.1 引用文献

- ① オートケミカル製品のための製品安全データシート作成指針改訂版（日本オートケミカル工業会）
- ② J A C A（日本オートケミカル工業会）編集：化学物質管理データベース
- ③ 原料の製品安全データシート
- ④ 緊急時応急措置指針 [改訂第3版] 容器イエローカード（ラベル方式）への適用 日本規格協会
- ⑤ G H S分類結果データベース 独立行政法人製品評価技術基盤機構
- ⑥ 化学品の分類および表示に関する世界調和システム（G H S）改訂6版 国際連合

16.2 J I Sの有無

なし

※注意

製品安全データシートは、危険有害な化学製品について、安全な取扱いを確保するための参考情報モデルの一つとして、取り扱う事業者提供されるものです。

取り扱う事業者は、これを参考として、自らの責任において、個々の取扱いなどの実態に応じた適切な処置を講ずることが必要であることを理解した上で、活用されるようお願いします。

従って、本データシートそのものは、安全の保証書ではありません。

[会社情報]

販売者：とかちスズキ(株)

所在地：北海道帯広市大通南二十三丁目11番地

TEL:0155-22-1414